

愛媛電友会会報

号人 敏春
行 上田
所 松山市二番町54
愛媛電友会会報
底 務 課

発足のことは

愛媛電友会会長

小崎 政臣

昨年十月、愛媛電友会通信部長さんから、本年は公社発足十周年にあたるので、これを記念する意味を含め、元部内在取有が集まり、公社の事業に理解を深め、また相互の融和と親睦をはかるための趣旨で、懇談会を盛大にさいいていただき、その感激を概として、愛媛電友会を総成し、わたくしが、退職願で一番古く、かつ年長者ということで、会長に選ばれ、なんらお役にたかないことだと、まことに恐縮しております。

わたくし共は、その多くは、相当長い間、通信事業にたづさわり、各々いろいろの思い出を残して退職し、その後、更生や

一步、新しい生活をしている者もあり、また晴耕雨読、静かな生活をしている者もあり、さまざまであり、通信事業の思い出は、一生忘れられることはできません。

今後はより一層公社とのつながりを密にし、また相互の親睦をはかり、他面退職者の方々と、わたくし好まざるにかかわらず、なかては退職されるのですから、その際は心すくお迎えいたしたいと存じます。

電友会の発展を

愛媛電友会通信部長

泉 節太郎

公社を去った人の大部分は、永年公社に勤続し、功なり名遂げて、一定の年令に達して退職した人である。こうした人々は、在取中同国の人々からも先輩として敬せられ、去ることを惜しまれた人であるかと思ふ。従ってまた、去つて後にも、会社の人々に懐かしさを感じ、公社への郷愁を胸に秘めておられるのではないかと思ふ。

その後、おりおり華華の方々と交際していますが、いまだ具體的なことは実現していませんが、漸次具体化したいと存じます。なにとや公社および会員の方々のご指導と、ごべんたつをお願い申しあげます。

なお、こういふ会は、四国各県をはじめ、全国到るところに実現しつつあります。やがては、全国的に強大な組織ができることと確信いたします。

を喰つて来たといふことから、経験や意欲や境遇に共通性を多分に持ち、今迄交渉のあまりなかった人々とより、話も合ふし、親しさも感じられるのは自然である。なお、ひと年とつて退職したとなると、まだ仕事もできる人も居るし、また結婚適令期の息子や娘をもつていて、誰かの世話にならねばならぬといふ人もおられるであろう。人間は一人居るのには淋しい。しかし話の合わない人の中に居たので、如何に多数の中にいても、水中にあって渴を求め、るしに等しい。荒してや人の世話にならぬとすれば、お互に世話もし合うという事で、事が納まれば、これに感したことはない。わたしは部内退職者の会を組織したらと言ひ出した動機は、そういうところにあつたのである。

つまり時には寄つて話し合ひ、またお互の消息を時には知る機会を得、それによつて親睦を致くするともに、お互に協力し合う模範をつくる。また将来会が発展して、一つの事業でもやれるようになるなら、なお一層よいことである。その意味から、わたしは電友会が発足したこと

愛媛電友会会則

に非常な歡びを感じているが、それと同時に、会員各位がこの会を守り育て、一層よいものにし、やがては、世間から「少くとも公社の人々」から、喜ばれるような何か「仕事」をする会になればと、ひそかに夢を抱いているのである。

(名称等)

次一条 この会は愛媛電友会と称し、その事務所を愛媛電気通信部庶務課に置き、連絡所を新居浜、八幡沢電報電話局庶務課に置く。

(目的)

次二条 この会は、会員の親睦と融和を図り、あわせて日本電信電話公社との連係の緊密化を図ることを目的とする。

(構成)

次三条 この会は、電気通信省および日本電信電話公社を退取し、愛媛県に在在している者のうち、入会を申し出た者で構成する。

(役員)

次四条 この会の円滑な運営を図

るため、次の役員を置く。

会長 一名

副会長 二名

幹事 三名

庶務 若干名

会計監査 二名

三、役員は、会員の互選により選任するものとし、その任期は一年とする。ただし、補欠の役員は前任者の残存期間在任するものとし、またその再任を妨げない。

(役員の手続)

次五条

一、会長は会を代表し、会務を統括する。

二、副会長は、会長を補佐して会務を執行し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

三、各職幹事は庶務、会計に關する会務を執行する。

四、幹事は会長を助けて会務を執行する。

五、会計監査は会務を監査する。

(役員会)

次六条

一、この会の会務執行に必要なる事項は役員会において決定する。

二、役員会は次四條の役員に

よつて構成し、必要の都度会長が招集する。

三、役員会は役員数の過半数以上の出席をもつて成立する。

四、役員会における決議は出席者の三分の二以上の同意によつて成立する。

(顧問)

次七条 この会の円滑な運営を図るため、顧問若干名を置くことができる。

(事業)

次八条 この会は次二條の目的を達成するために次の事項を行なう。

一、電信電話事業に關する情報の収集および交換

二、会員および会員の配偶者死亡に對する弔慰金の贈与

三、会員の転出に對する祝別の贈与

四、その他他の目的を達成するために必要と認められる事項

(総会)

次九条 この会の有効な活動を図りあわて必要なる事項を報告、披露等のため、原則として毎年一回、電信電話週間中の適當な日に総会を開催する。但し役員会が必要と認めたときは臨時に開催すること

できる。

(会費)

次十條

一、会員は会費として毎年六〇〇円を五月に納入するものとする。ただし五月および十一月に各三〇〇円ずつ納入するも差支えない。

前記納入月以外の月に納入した場合、月額は五〇〇円の割合により次期納入月までの分を一括納入するものとする。

二、会費は臨時の支出その他の費用にあてるため、前項のほか臨時に徴収を行なうことができる。

(運営)

次十一條 この会は会員から徴収する会費および寄付金によつて運営する。

(贈与金)

次十二條

一、次八條の定めにより贈与する弔慰金等は次のとおりとする。

ハ、弔慰金

一、会員死亡の場合

一、〇、〇〇〇円

ニ、会員の配偶者死亡の場合

五、〇〇〇円

ス、会員の転出等による徴

別

鎮
同

其の言用かゝる

な意見も出まして、言談の無異な

一、與篇及及七言古詩一首

愛媛通信の方々に厚くお礼を申し上げます。
(佐賀記)

顧問役員の異動報告

○顧問 前副局長山本幹次殿が技術局にご栄転なさったので新任副局長篠崎敏殿に顧問をお願いすることになりました。

○委嘱幹事 前愛媛電気通信部庶務課長大西武殿はこの会発足について種々お世話下さいましたが通信局施設部管理課長に栄転されましたので新しく通信部庶務課長になられました上田敏春さんに委嘱幹事をお願いすることになりました。(佐賀記)

会員消息

○内田俊さんご逝去
内田俊さんが四月六日午前三時脳溢血で逝去されました。
内田さんは三月二十九日碧南荘で二階へあがりうとし

て二三枚昇つて落ちられ以来意識回復せずついに亡くなれました。会としては弔慰金一万円を金計から贈呈していただきました。

○森 長重郎さんご退院
森さんは昨年九月発病され市民病院に入院自來六ヶ月に亘る長い斗病生活でしたが、三月十七日やっと退院せられ目下自宅で静養されております。

○会員消息についてのお願
会員がお互にお会いする機会がさくめてすくないのでお互の消息も判りかねます。みなさんのご消息をこの会報に載せたいと思いきすから、自分のこと友人のことなど発行所までお知らせ下さるようお願いいたします。

入会および会費の納入について

今春一月の異動で当部でお世話になることになり、当会の委嘱幹事という大役の申し送り

を受けた訳でございますが、何彼と当面の業務に追われ、会員の皆様に大変ごめいわくをおかけしていることを申し訳なく存じておりますが、悪しからずよろしくお引廻しのほどお願い申し上げます。

さて、当会は昨年十月発足をみていたわけでございますが、まだ、正式に入会申込書をおだしになつてない方、入会はされているが、会費のどこおつていられる方も相違ございまして、幹事の勝手をおわびするとともに、この際入会および会費納入についてご協力をお願い申し上げます。
なお、該部の方には、用紙をお送りいたしますから、ご利用願います。
又、当会はずきの振替口座を開致しましたのでご利用願います。(上田 敏春)

口座番号

徳島 三六四口番

愛媛電友会

